

## ☆☆☆注意事項（熊本市・八代市・水俣市）☆☆☆

熊本市・八代市・水俣市について以下に示す区域（緩衝区域）については厳しい基準が適用されますので、調べたい地域の用途地域地図上での位置にご注意下さい。

ご不明な場合は、該当市の環境所管課にお尋ね下さい。

### 【熊本市】

#### 〈第2種区域〉

次の（１）と（２）の地域が隣接する区域について、（１）と（２）の境界から（２）の地域に向かって50メートル幅の区域は第2種区域となります。

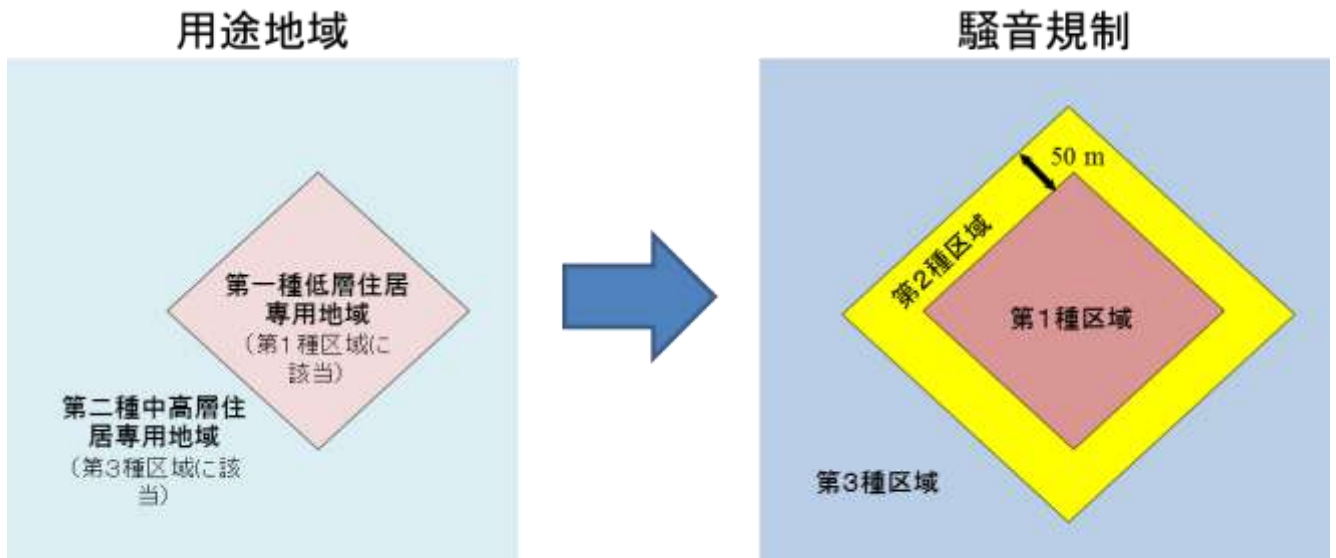
（１）	第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域
（２）	1 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 2 次の区域のうち用途地域以外の地域 東区画図町重富、東区画図町所島、東区画図町下無田 西区城山半田一丁目～三丁目、西区城山薬師一丁目、西区城山薬師二丁目、 西区小島二丁目 西区小島三丁目、西区小島五丁目、西区小島上町 西区中原町、西区中島町 3 風致地区（第一種区域の地域を除く）

#### 〈第3種区域〉

次の（１）と（３）および（２）と（３）の地域が隣接する区域について、（１）と（３）および（２）と（３）の境界から（３）の地域に向かって50メートル幅の区域は第3種区域となります。

（１）	第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域
（２）	1 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 2 次の区域のうち用途地域以外の地域 東区画図町重富、東区画図町所島、東区画図町下無田 西区城山半田一丁目～三丁目、西区城山薬師一丁目、西区城山薬師二丁目、 西区小島二丁目、西区小島三丁目、西区小島五丁目、西区小島上町 西区中原町、西区中島町 3 風致地区（第一種区域の地域を除く）
（３）	1 工業地域及び工業専用地域（いずれも、第三種区域の地域を除く） 2 臨港地区

例) 第1種区域と第3種区域が隣接する場合の緩衝地区 (右図黄色部分)



## 【八代市】

<第3種区域> :

下記の地域で、次の破線枠内の地域 (第2種区域) との境界付近 (境界から50メートル幅の区域が該当します) は第3種区域となります。

- 1 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
- 2 風致地区
- 3 工業地域のうち十条町四番、福正元町十一番、福正元町十二番及び福正元町十三番の区域

上段：該当地域 下段：該当地域の用途地域

(1)	十条町1丁目、興国町1丁目、興国町2丁目、興国町4丁目、三楽町3丁目、田中町 (田中児童公園南側付近) 及び松江町 (主要地方道八代・鏡線の5叉路交差点付近) の地域
	工業地域または工業専用地域

## 【水俣市】

<第3種区域> :

下記の地域で、第一種住居地域または第一種中高層住居専用地域との境界付近 (境界から50メートル幅の区域が該当します) は第3種区域となります。

上段：該当地域 下段：該当地域の用途地域

(1)	塩浜町 (9番, 10番, 11番及び12番を除く)、丸島町1丁目及び梅戸町1丁目の地域
	工業地域
(2)	浜松町、野口町の地域
	工業専用地域

